

グローバル化と 人手不足解決の

令和時代の
外国人材活用術！

一石二鳥

Global Workers



第3回 在留資格の分類と、外国人材の仕事内容

みなさんこんにちは。行政書士の李です。外国人材活用術第3回目では、在留資格についてより詳しく解説していきます。

在留資格とは

前回のおさらいです。在留資格とは、外国人が日本で行う活動を類型化したもので、全29種類あることを説明しました。全29種の在留資格はさらに「**居住資格**」と「**活動資格**」の2つのカテゴリーに分類されます。

居住資格とは、外国人の身分又は地位に基づいて与えられる資格です。居住資格は4つあり、①永住者、②日本人の配偶者等、③永住者の配偶者等、④定住者がこれにあたります。この4つのうちいずれかの在留資格を有する外国人は、活動に制限がありませんので、日本人と同様に仕事に就いたり、生活したりすることが可能です。活動制限がないため、活動資格における就労制限（風俗営業等業種に就業禁止、アルバイト時間の制限など）を受けることもありません。事業主からすると、活動に制限がなく、従事される業務内容を気にしなくても良いため、最も働かせやすい在留資格と言えます。

活動資格とは、外国人が行う活動に基づいて与えられる資格です。居住資格以外の在留資格は全て活動資格に該当し、さらに就労資格と非就労資格に分類されます。就労資格では、入管法に定められた活動（仕事）をすることができ一方、非就労資格では原則として仕事をすることができません。例えば非就労資格に該当する「留学」では、学校で勉強することが活動であり、仕事することは活動に含まれません。但し、一定の条件のもと、アルバイトをすることは認められます。この話はまた次回以降詳しく解説します。ここまでの在留資格を図にまとめると次の通りです。

在留資格



活動資格(就労資格)の注意点

就労資格の在留資格を与えられた場合でも、どのような仕事をしていても良いということではありません。外国人は在留資格を一つしか持つことができないため、現に与えられている活動に該当する仕事にしか従事することができません。想定されるケースについて見てみましょう。

Case 1 働いている会社で別の業務に 従事することになった場合

大学で工学を専攻した外国人XはA会社でシステムエンジニアとして働いている。外国人Xの在留資格は「技術・人文知識・国際業務」。しかしA会社の経営悪化により、システム開発部門が廃止され、外国人XはA会社の飲食店部門に異動し、母国の料理を作るシェフとなった。

▶同一企業内であっても、従事する業務内容が、在留資格「技術・人文知識・国際業務」に該当しない業務となったため、認められません。

つまり、①会社(所属機関)、②従事する業務内容のいずれかに変更が発生した場合は、入管の許可を必要とします。そのため上記の3つのCaseに該当する場合は事前に入管に相談することをおすすめします。

今回も前回に続いて、外国人材活用に必要な基礎知識となる入管法の概要について解説しました。次回は、外国人に関する5つ手続の紹介と、雇用形態(非正規雇用と正規雇用)による違いについて解説します。次回以降もぜひご覧ください！

Case 2 従事する業務は変わらないが、転職した場合

外国人Xは、A会社のシステム開発部門が廃止されたので、B会社に転職して、システムエンジニアとして働くこととなった。

▶同一の仕事内容であっても転職した際に入管への届出が必要。また、外国人Xの在留期間更新許可申請の際に、B会社における業務内容が、A会社籍時の在留資格の範囲内かを審査されます。

Case 3 副業をする場合

外国人Xは、A会社に在籍しながら、A会社の許可を得て、週末だけ居酒屋のアルバイトを始めたいと考えている。

▶A会社が副業を認めても、原則外国人に副業は認められません。例外として、入管の特別の許可(資格外活動許可)を得た場合は、限定的に副業をすることができます。



李 泳勲 (い・よんぶん)
リーガルナビ行政書士法人
代表行政書士

HPはこちら▶



2014年にリーガルナビ行政書士事務所を設立、2021年に法人成り。国際法務やビジネス法務の専門家として九州を中心に事業を展開。佐世保市1日経営ドック登録専門家。